

「あわぎん ANSER サービス利用規定（対応機種：ナビバンクミニ・マイテレホン）」
における当行所定等の文言についての補足説明

1. あわぎん ANSER サービス

- （４）本サービスの利用時間は、当行所定の時間内（照会サービスについては[こちら](#)を、振込・振替サービスについては[こちら](#)をご覧ください）とします。

3. 振込・振替機能

（１）振込・振替機能

- ①b. 本サービスの依頼を行う日の翌営業日以降当行所定の営業日（[7営業日先](#)）までの間で、前号の取扱を行う日を指定する（以下「予約」という）ことができます。
- ③a. 入金指定口座が支払指定口座と同一名義、かつ、当行本支店にある当行所定の種目（[1. 支払口座が普通預金・貯蓄預金・当座預金の場合：当行自店宛で同一名義人間での資金移動、2. 取引口座がカードローン・通知預金・定期預金の場合：（1）支払口座が普通預金・貯蓄預金・当座預金であれば同一名義人間の貸越専用カードローン・通知預金・定期預金への資金移動が（2）支払口座が普通預金・貯蓄預金・当座預金で同一名義かつ同一店の事業者カードローンへの資金移動が（3）支払口座が通知預金・貸越用カードローン・事業者カードローンであれば同一名義人間の普通預金・貯蓄預金・当座預金への資金移動を「振替」として取り扱います。](#)）の場合は「振替」として取扱います。

（２）振込・振替機能の取扱

- ①申込書の振込・振替限度額記入欄に限度額の記入がない場合は、当行所定の金額（[100億円未満](#)）を振込・振替限度額とします。また、定期預金への1回あたりの資金移動金額は、当行所定の金額（[1千万円未満](#)）の範囲内とします。

4. 利用手数料

- （１）本サービス利用期間中は、銀行が定めた当初契約料、月間手数料（[こちらをご覧ください](#)）を支払うものとします。